同条第四項、第五項又は第九項	読替え後の法人税法第五十七条第四項又は第五項
、同法	、読替え後の法人税法
により同法	により読替え後の法人税法
及び同法	及び法人税法
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号イ 欠損金額	個別欠損金額
法人税法	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法人税法
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。ロにおいて同じ。）
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号ロ 欠損金額	個別欠損金額
前項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項
法人税法	読替え後の法人税法
損金の額	個別帰属損金額
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第二号ロ 前項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項
欠損金額	個別欠損金額
租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第二号ハ 欠損金額	個別欠損金額
租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項 該当する事業年度	該当しない事業年度
前二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項
租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第一号 各連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項第一号	各事業年度（連結事業年度に該当しない期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項第一号
欠損控除前連結所得金額	欠損控除前所得金額
連結事業年度が	事業年度が
連結事業年度を第一項第一号	事業年度を同条第二項の規定により読み替えられた第一項第一号

租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第二号 該当する	該当しない
法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされた金額（同項第一号イに規定する災害損失欠損金額及び同項第二号に定める金額に係る金額に限る。）に係るものその他政令で定める金額を除く。）で同法第五十七条第六項	欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第三項に規定するみなし欠損金額を除く。）で同項
の欠損金額	の個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。）
同条第四項又は第五項	読替え後の法人税法第五十七条第四項又は第五項
及び同法	及び読替え後の法人税法
により同法	により読替え後の法人税法
前項第一号に規定する欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項第一号に規定する個別欠損金額
租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第三号 連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項	事業年度（連結事業年度に該当しない期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項
連結事業年度に	事業年度に
連結欠損金額	欠損金額
同条第二項	同条第一項の規定により読み替えられた前項
及び個別超過控除対象額の合計額のうち	のうち
同号ロ	同条第二項の規定により読み替えられた前項第二号ロ
租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項 第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項
第二項	同条第二項の規定により読み替えられた第二項